



担 当	福島労働局職業安定部職業安定課
	課長 細貝 一美
	課長補佐 渡辺 隆
	電話 024-529-5338

白河公共職業安定所における文書の誤交付について

福島労働局（局長 河合智則）は、白河公共職業安定所（所長 菊池光一）における個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

白河公共職業安定所（以下「白河所」という。）において、Aさんの「雇用保険受給資格者証」（以下「受給資格者証」という。）を誤ってBさんに交付するという事案が発生した。

受給資格者証は、雇用保険の受給手続きのために必要な書類であり、受給資格者の氏名、生年月日、性別、雇用保険被保険者番号、支給番号、口座番号、基本手当日額などの情報が記載されている。

2 事実経過

- 平成 25 年 9 月 27 日、白河所において、Bさんより受給資格者証の再交付申請があり、白河所担当職員は再交付にあたり誤ってBさんと同姓同名のAさんの受給資格者証を作成し、交付した。
- 平成 25 年 12 月 19 日、Bさんが白河所に来所し、再交付を受けた受給資格者証を提示して、この受給資格者証は自分とは別人のものであり、改めて自分の受給資格者証を交付して欲しいとの申し出があったため、提示された受給資格者証を確認したところ、同姓同名であるが別人であるAさんの受給資格者証を交付していたことが判明した。
- 同日、白河所管理課長がBさんへ経過説明と謝罪を行い、了承を得るとともに、誤交付していたAさんの受給資格者証を回収した。
- 平成 25 年 12 月 20 日、白河所所長がAさん宅を訪問し、経過説明と謝罪を行い了承を得た。

3 再発防止策

- 白河所においては、所長から全職員に本事案の経過説明と問題点についての説明を行うとともに、受給資格者証の再交付にあたっては、作成した受給資格者証と再交付申請書との突合確認を徹底するとともに、書類交付時の本人確認を徹底することなど再発防止について指示を行った。
- 福島労働局においては、12月24日、職業安定部長から管下の公共職業安定所長に文書を発出し、本事案を周知のうえ、漏えい事案の根絶に向け個人情報の適正な管理・取扱いの再徹底することについて改めて指示を行った。